

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景

平成23年の東日本大震災では、首都圏のターミナル駅周辺で約515万人にも及ぶ帰宅困難者が生じる事態となった。

本市においても、地震災害や風水害等の影響により公共交通機関が停止した場合には、帰宅困難者の発生が見込まれる。特に、世界文化遺産・国宝姫路城を含む姫路駅周辺地域では、国内外から多くの観光客が訪れており、帰宅困難者対策の必要性が一層高まっている。

そこで、令和6年6月に行政、姫路駅周辺の事業者・団体で構成する「姫路駅周辺地域帰宅困難者対策協議会」を設立し、姫路駅周辺地域における帰宅困難者対策の方針を定めた「姫路駅周辺地域エリア防災計画」を策定することとした。

2. 計画の目的

本計画は、大規模地震災害（山崎断層帯地震、南海トラフ地震）やその他災害（風水害、雪害、脱線事故等）による大規模交通障害により発生した帰宅困難者等を想定し、各事業所や行政等による協力体制、帰宅困難者発生後の各局面における関係機関の対応や連携内容を共有して、地域全体での円滑な帰宅困難者対策を実施することを目的とする。

3. 計画の位置づけ

本計画は、帰宅困難者等が発生した場合における災害発生から公共交通機関が復旧するまでに対策について定め、災害発生から帰宅行動開始までにフェーズを適応範囲として位置づける。

なお、本計画は、都市再生安全確保計画に準じたエリア防災計画である。

計画の位置づけ

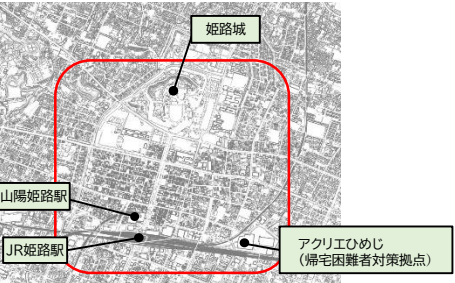
フェーズ	① 発災直後	② 6時間後まで	③ 3日後まで	④ 4日以降
対応	一斉帰宅の抑制	一時滞在施設の確保 帰宅困難者等への情報提供 駅周辺等における混乱防止		徒歩帰宅者への支援 帰宅困難者等の搬送
適応範囲	姫路駅周辺地域帰宅困難者対策協議会 姫路駅周辺地域エリア防災計画			関西広域帰宅困難者対策ガイドライン
	一斉帰宅抑制の周知、呼びかけ 帰宅困難者等への情報提供 ターミナル駅周辺における混乱防止 帰宅支援			

第2章 姫路駅周辺地域で対応する災害の想定

1. 計画の対象範囲

本計画の対象エリアは、都市再生安全確保計画に準じ、商業・業務等の都市機能が特に集積し、災害時に混乱が生じる等のリスクが高いJR姫路駅や山陽姫路駅、姫路城等を含む1辺が2km程度の姫路駅周辺地域とする。

【計画の対象エリア】



2. 姫路駅周辺地域の地域特性

姫路駅周辺地域は、市域の中心部に位置しており、本市の中心市街地である。また、歴史的・文化的資源や都市機能等が集積しており、国内外から多くの来訪者が訪れる地域である。

3. 帰宅困難者等の推計

帰宅困難者等の人数については、パーソントリップ調査の情報と携帯の位置情報を用いて推計を行った。

イベント等を考慮し、帰宅困難者等が最大となる条件での推計結果は下表のとおり。

本計画では、この最大数を基に帰宅困難者対策を推進する。

【最大】

滞在者数			
63,200人			
自宅までの距離が10km圏外			自宅までの距離が10km圏内
9,200人			
公共交通利用者（帰宅困難者）		公共交通非利用者	54,000人
3,600人			
帰宅困難来訪者	通勤・通学者	5,600人	
3,300人	300人		

第3章 平常時の取組

1. 取組の方向性

- 一斉帰宅の抑制
- 一時退避場所・一時滞在施設の確保
- 情報共有・情報提供手段の確保
- 備蓄物資の確保
- 定期的な訓練の実施

2. 取組内容

- 一斉帰宅の抑制
 - 基本原則の周知徹底
 - 施設内待機のための事前対策
- 一時退避場所・一時滞在施設の確保
 - 一時退避場所の確保

一時退避場所一覧

エリア	名称	退避可能人数
姫路駅周辺	JR姫路駅中央コンコース	約2,400人
	JR姫路駅東側自由通路	約1,600人
	JR姫路駅西側自由通路	約1,600人
	北駅前広場	約5,300人
	交通広場	約1,200人
	中央地下通路	約400人
姫路城周辺	駅西地下連絡通路	約500人
	大手前公園	約25,000人
	家老屋敷跡公園	約16,000人
	城見台公園	約9,700人
	東御屋敷跡公園	約8,700人
	武者溜り（桜門橋南西）	約5,000人
計		約77,400人

一時滞在施設の確保

一時滞在施設一覧

施設名	受入場所	最大受入可能人数
アクリエひめじ	展示室、会議室	約2,500人
姫路商工会議所	展示室、ホール	約100人
東横INN姫路駅新幹線南口	ロビー、会議室	約30人
ピオレ姫路	6Fピオレホール	約80人
キャスパビル	フレスペース（楽屋、ホワイエ、ロビー等）	約500人
じばさんびる	会議室	約490人
イーグレひめじ	共有スペース、会議室等	約1,100人
計		約4,800人

- 一時滞在施設の運営ルールの作成
- 帰宅困難来訪者受入のための環境整備

- (3) 情報共有・情報提供手段の確保
- ・情報共有、情報発信を行う体制づくり
 - ・外国人への情報提供手段の確保
 - ・代替輸送の情報提供体制の確立
- (4) 備蓄物資の確保
- ・帰宅困難来訪者用備蓄物資の確保
 - ・物資の配布ルールの作成
 - ・物資の管理・点検
- (5) 定期的な訓練の実施
- ・帰宅困難者対策訓練の実施

3. 役割分担

平常時の取組における役割分担表 ●:主体的に取り組むもの ○:協力・支援等

区分	取組内容	市	参画事業者		
			一時滞在施設	交通事業者	その他事業者
一斉帰宅の抑制	一斉帰宅抑制の基本原則の周知徹底	○	●	●	●
	施設内待機のための事前対策	○	●	●	●
一時退避場所・一時滞在施設の確保	一時退避場所・一時滞在施設の確保	●	○	-	-
	一時滞在施設運営ルールの作成	●	●	-	-
情報共有・情報提供手段の確保	帰宅困難来訪者受入のための環境整備	○	●	-	-
	情報共有、情報発信を行う体制づくり	●	○	○	○
備蓄物資の確保	外国人への情報提供手段の確保	●	●	●	●
	代替輸送の情報提供体制の確立	○	○	●	○
定期的な訓練の実施	帰宅困難来訪者用備蓄物資の確保	●	○	○	○
	物資の配布ルールの作成	○	●	●	●
	物資の管理・点検	●	○	○	-
	帰宅困難者対策訓練の実施	●	●	●	●

第4章 発災時の取組

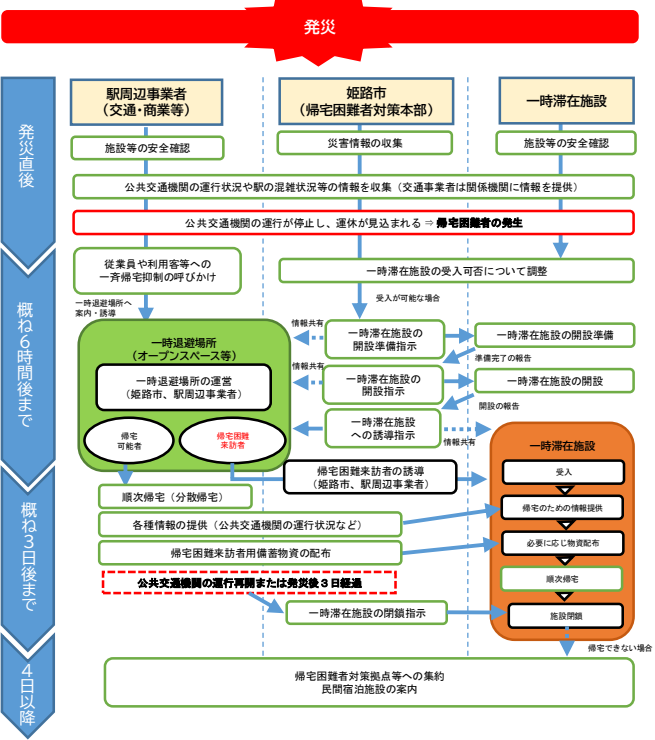
1. 地震災害

本節では、多くの帰宅困難者の発生が想定される地震災害発生時の行動フローについて定める。

- (1) 発災直後
- ・施設等の安全確認および災害情報の収集・発信
 - ・公共交通機関の運行状況、帰宅困難者の発生状況の把握
 - ・帰宅困難者対策本部の設置
 - ・一斉帰宅の抑制
- (2) 発災直後～概ね6時間後まで
- ・一時退避場所への案内・誘導
 - ・一時退避場所の運営
 - ・一時滞在施設の開設に係る調整

- (3) 概ね6時間後～概ね3日後まで
- ・帰宅困難来訪者の誘導・受入
 - ・一時滞在施設の運営
 - ・一時滞在施設の閉鎖指示
 - ・一時滞在施設の閉鎖準備
- (4) 発災後4日以降
- ・一時滞在施設の閉鎖

発災時の主な行動フロー(全体像)

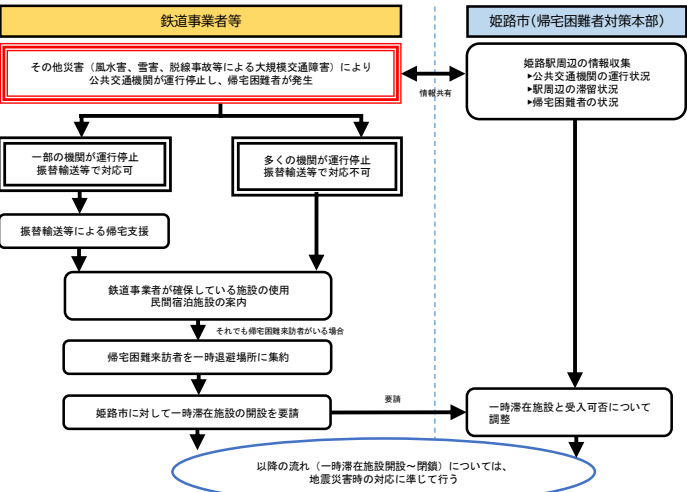


2. その他災害(風水害、雪害、脱線事故等による大規模交通障害)

その他災害による帰宅困難者発生時の対応は、地震災害時の行動フローに準じて行う。ただし、その他災害時は、公共交通機関が一斉に停止するリスクが低く、悪天候の場合は計画運休が実施されることから、地震災害時ほどの帰宅困難来訪者は発生しないことが想定される。

そのため、災害時に発生する帰宅困難来訪者への対応は、原則として鉄道事業者等が確保している滞在施設の使用や民間宿泊施設等への案内により対応する。

その他災害時の対応フロー



3. 役割分担

発災時の対応における役割分担表 ●:主体的に取り組むもの ○:協力・支援等

時系列	対応内容	市	参画事業者		
			一時滞在施設	交通事業者	その他事業者
発災直後	施設等の安全確認および災害情報の収集・発信	●	●	●	●
	公共交通機関の運行状況、帰宅困難者の発生状況の把握	●	●	●	●
	一斉帰宅の抑制	○	●	●	●
発災直後～6時間後	一時退避場所への案内・誘導	○	●	●	●
	一時退避場所の運営	●	-	○	○
	一時滞在施設の開設に係る調整	●	●	-	-
6時間後～3日後まで	一時滞在施設への誘導	●	-	○	○
	一時滞在施設の運営	○	●	-	-
	一時滞在施設の閉鎖指示	●	-	-	-
	一時滞在施設の閉鎖準備	-	●	-	-
4日以降	一時滞在施設の閉鎖	-	●	-	-
	帰宅困難者対策拠点等への集約	●	○	-	-
	民間宿泊施設の案内	●	●	-	-